

同族会社や中小企業であっても、法人（株式会社）である以上、会社法等の規制を受けることになります。本ニュースレターでは、**自己株式**について解説いたします。

なお、本項の内容は、記事掲載日時点の情報に基づき作成しておりますが、最新の法例、判例等との一致を保証するものではありません。また、個別の案件につきましては専門家にご相談ください。

## 疑問

## 自己株式④ — 相続人等に対する自己株式の売渡請求



## 【質問】

当社は非公開会社ですが、このたび、当社の創業者であり大株主 X が死去したことに伴い、X の保有していた当社株式がその息子 Y に相続されることになりました。

しかし、Y には浪費癖があり、X の生前も会社を私物化するような言動が多々身受けられたことから、当社としては Y を株主から排除したいと考えています。

当社として、Y を株主から排除するために取りうる手段があれば教えてください。

## 【回答】

相続等によって株式が移転した場合、会社にとって好ましくない者が株主となるおそれがあるため、会社は、相続等の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対して、その株式を会社に売り渡すことを請求できる旨、定款に定めておくことができます。

したがって、売渡請求に関する定款の定めがあれば、会社は Y に対して、X から相続した株式を会社に売り渡すよう請求することができ、Y を株主から排除することができます。





## 1. 相続人等に対する売渡請求

相続、合併、会社分割等の一般承継により株式が移転した場合、株式譲渡制限制度による会社の承認の対象とならない（会社法134条4号）ため、会社にとって好ましくない者が株主になるおそれがあります。

そこで、かかる一般承継人を株主から排除するため、会社法は、会社が一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対して株式を会社に売り渡すよう請求することができる旨を定款で定めることができる、としています（会社法174条）。

なお、株式会社が売渡請求を行うための要件は以下のとおりです（会社法174条）。

- ① 相続や合併等の一般承継により、譲渡制限株式の取得が生じたこと
- ② 売渡請求に関する定款の定めがあること

## 2. 会社の売渡し請求の手続

株式会社による売渡請求は、概要以下のプロセスを経ることになります。このうち、とくにポイントとなる手続きについて説明していきます。

### I. 株主総会決議（特別決議）による売渡請求の決定

会社は、株主総会の特別決議によって、以下の事項を決定する必要があります（会社法175条1項）。

- ① 売渡請求をする株式の数
- ② 当該株式を有する者の氏名又は名称

なお、この株主総会においては、原則として、売渡請求を受ける株主は議決権を行使することができません（会社法175条2項）。

### II. 売渡の請求

会社は、相続等の一般承継があったことを知った日から1年以内に売渡しの請求をする必要があります（会社法176条1項）。

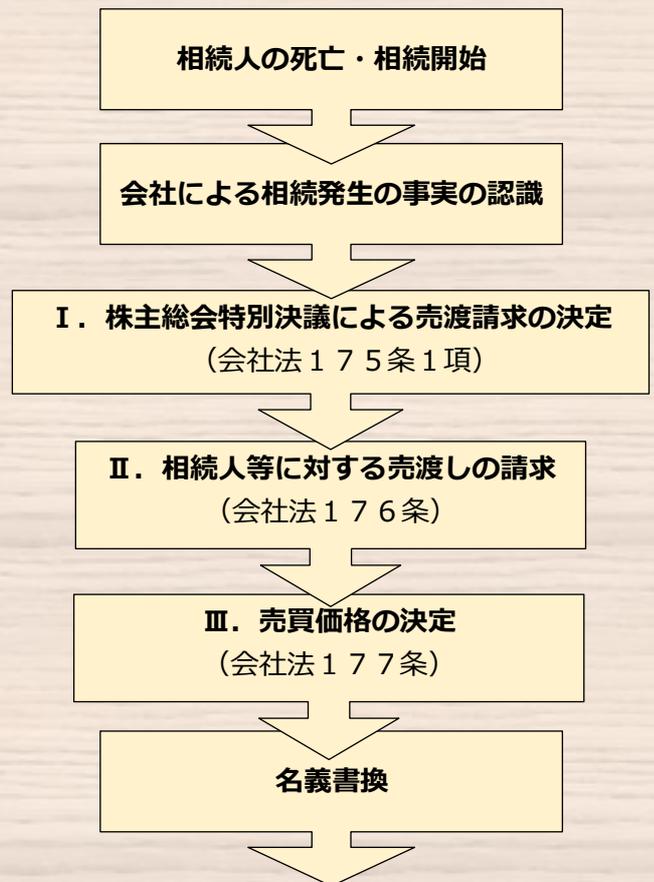
なお、株式会社は、売渡しの効果が生じる前であれば、いつでも売渡し請求を撤回することができます（会社法176条3項）。

### III. 売買価格の決定

株式の売買価格は、原則として会社と一般承継人との協議によって決定します（会社法177条1項）が、当事者は売渡し請求のあった日から20日以内に、裁判所に対して価格決定の申立てを行うことができます（会社法177条2項）。

かかる申立てがあった場合、裁判所は売渡し請求時における会社の資産状態その他の一切の事情を考慮して、株式の売買価格を決定します（会社法177条3項、4項）。

なお、上記期間内に協議が調わず、かつ、裁判所への申立ても行われなかった場合、売渡し請求は効力を失います（会社法177条5項）。



企業法務について詳しく知りたい方はこちら

【企業法務サイト】 <http://houmu.nagasesogo.com/>